

千葉大学教育学部附属小学校 ウェブサイト(ホームページ)運用規定

2021.5.10

ICT担当

第1条 趣旨

本規定では、千葉大学教育学部附属小学校における教育活動を広く公開し、開かれた学校づくりの推進及び教育学部附属校としての先進的な教育研究発信のための学校ホームページについて、運用における基本的な規約を定める。

第2条 ホームページ開設の目的

ホームページ開設の目的を以下のように定める。

- (1) 本校の教育活動を公開し、学校・保護者・地域が連携した特色のある教育活動の充実を図る。
- (2) 児童の主体的な参加を促し、情報活用能力の向上を図る。
- (3) 教職員の情報活用能力の向上に資する。

第3条 責任者

- 1 ホームページの管理責任者は、学校長とする。
- 2 ホームページの作成責任者は、副校長及び情報担当とする。
- 3 各責任者は、ホームページが定期的に更新されるよう、必要な措置をとる。

第4条 掲載内容及び禁止事項

- 1 ホームページの記載内容は、第2条の目的に沿ったものとする。
- 2 ホームページの健全な管理運営を行うため、次の内容は掲載禁止とする。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 虚偽を含む情報
 - (3) 個人的な営利を目的とするもの
 - (4) 個人や団体を誹謗中傷するもの
 - (5) ネットワークの正常な運営を妨害するもの
 - (6) 学校の運営に支障をきたすもの
 - (7) その他、法令及び規則等に違反するもの

第5条 情報の保護

- 1 氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、学習成績、健康状況、家庭状況等、組み合わせによっては個人が特定されてしまう場合が考えられるような児童・保護者の個人情報掲載しない。
- 2 顔が判別できる児童の写真や作品の掲載については、「児童の写真・映像についての指針」に係る承諾書に従って行う。
- 3 第2項は個人が特定されないように留意して適用する。
 - (1) 氏名にかかわるものは撮影しないか、画像処理を施す。
 - (2) 校外の人物の写真掲載についてはその都度同意を得る。

第6条 内容の訂正並びに削除

ホームページの掲載内容について、関係者等から訂正や削除の要請があった場合は、掲載者および責任者で協議し適切な対応をとる。

第7条 著作権

ホームページにおける文章、写真等の著作権は、制作者である学校職員並びに千葉大学教育学部附属小学校が有する。また、すべての画像・記事等の無断使用、無断転載を禁止する。なお、教育目的等で引用する場合は、事前に管理責任者である学校長に許可を得るものとする。

第8条 本規定の改正

本規定の改正については千葉大学教育学部附属小学校職員会議で検討・協議し、学校長が承認したものについて行う。